

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う公民館等の利用について

当面の間、感染拡大防止と公民館等での活動の両立を進めるために、政府の「新しい生活様式」や「業種別ガイドライン」、北海道スタイルに基づいた予防策を講じた上で運営いたします。

施設利用の際には活動内容に応じた予防策をはじめ、特に**3密**（密集・密接・密閉）を徹底的に回避することが求められており、次のとおり施設の利用や活動を制限させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 基本的な感染症対策

- 発熱（**平熱+1度以上**）や咳などの風邪症状のある方はご利用できません。
※利用当日は施設入館前に体温測定をお願いします。
- マスクを必ず着用し、活動前後の手洗い・消毒をすること。
- 3密（密集・密接・密閉）を徹底的に回避した上で活動すること。

密集しない …… 多くの人が手の届く距離に集まらないよう配慮する！

- (1) 人の密度を下げるために、長机1台につき、1人など席の配置を考慮する。
- (2) お互いの距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保し対面は避けること。
- (3) 利用人数を消防法による収容定員の概ね半数以下に抑え、会場を広く使うこと。

密接しない …… 飛沫を発生させないように工夫する！

- (1) 近距離での会話や発声、やむなく対面着席する際は必ずマスクを着用する。
- (2) 大声を出したり歌うこと、近距離で組み合ったり接触したりする活動は控える。
- (3) 息が上がる激しい運動は、マスク着用に伴い呼吸困難の危険性があるため控える。
- (4) 飲食を伴う活動は、手洗い・マスクを徹底し、対面での会食は避け会話は控える。

密閉しない …… 室内の換気を徹底する！

- (1) 頻繁な換気を行うこと。（目安として30分に1回、5分程度）
- (2) 可能であれば2方向の窓又は出入り口の扉を同時に開けて換気を行う。

2 特に注意を要する活動

○ 次の集団感染のリスクが高いとされる活動は、十分な対策をとること。

<input type="checkbox"/> 専ら運動することを目的とした活動	→	踊り、ダンス、体操、バトン等
<input type="checkbox"/> 調理、会食を伴う活動	→	料理教室、蕎麦打ち等
<input type="checkbox"/> 密接が避けられない活動	→	囲碁、かるた、茶道等
<input type="checkbox"/> 大きな声を出すこと、歌う活動	→	合唱、詩吟、民謡、カラオケ等
<input type="checkbox"/> 息を吹き込む楽器を使用する活動	→	吹奏楽（管楽器）等

3 使用制限等について

○ 密集を避けるため、原則として貸室の収容定員を別表のとおり制限します。

※ ただし、別紙「収容定員の制限緩和」の条件を満たす場合はこの限りでない。

○ 利用時間は可能な限り最小限とし、終了後は速やかに退館してください。

別表「貸室毎の収容定員」

階	室名	収容定員	制限後	階	室名	収容定員	制限後
1階	大ホール	582人	※1	2階	陶芸実習室 ※1※2	18人	8人
	〃 ステージ		※1		3階	会議室 ※1※2	35人
	小ホール	100人	50人	視聴覚室 ※1※2		30人	21人
	〃 ステージ		※1	調理実習室 ※1※2	26人	8人	
	第1研修室 ※1※2	30人	12人		相談室 ※1※2	27人	12人
	第2研修室 ※1※2	24人	8人		和室	34人	17人
	調理室 ※1※2	8人	4人		休養室	8人	4人

※1 別紙「収容定員の制限緩和」をご参照ください。

※2 長机・椅子等がある貸室の収容定員は座席の数とし、制限後の定員は机1台につき1人として算定しています。

4 その他利用条件

○ 利用にあたっては、当日の参加者を特定できる場合に限りします。

※感染者が発生した場合、保健所へ報告する必要があるため、必ず参加者名簿を作成し連絡先（名前、住所、電話番号）を把握してください。

○ 使用後の消毒をお願いします。

※消毒セットを事務所でお渡ししますので、使用後に手を触れた部分（机・椅子・ドアノブなど）の消毒をお願いいたします。

<<本条件の適用は令和2年10月15日から当面の間とし、状況の変化があった場合には見直す>>

別紙 「収容定員の制限緩和」

公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（全国公民館連合会）の改訂に伴い、当面の間、当館の収容定員の制限緩和を適用する条件は、以下をすべて満たす場合に限ります。

（１）徹底した感染防止等（収容定員 100%以内で利用するための前提）

① マスク着用の担保（着用率 100%）

マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの。

※マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配付（有償・無償は問わない）する。

② 大声（歌唱・歓声・声援等）を出さないことの担保

大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備

※隣席の者との日常会話程度は可（マスク着用が前提）

※演者等が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで最低 **2m** の距離を確保

（２）基本的な感染防止等（3密回避は基本）

③ 主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手洗いの励行

④ 入退場時の密集回避（時間差入場など）、待合場所等の密集回避や十分な換気を行い、入場口・トイレ等の密集が回避できない場合は人数上限を下回るよう制限

⑤ 飲食用に感染防止策を行った場所以外での飲食の制限 休憩時間中及び行事前後の食事等による感染防止の徹底

⑥ 入場時の検温の実施（当日に自宅等で検温をしている場合は除く。）

⑦ 参加者の連絡先等の把握

⑧ 開催日前後の感染防止の注意喚起（参加者の行動範囲を把握）

（３）催し物・イベント等の開催の前提

⑨ 地域の感染状況の変化があった場合は中止・延期等を柔軟に対応

※ 本町の生活圏及びその周辺（感染者が発生した地域・隣接地域の状況）において、概ね 10 日以上継続して感染者が確認されないこと、感染発生時に十分な対応が可能であること。

⑩ 有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底

※ 検温の実施、有症状者は出演・入場を控えること、出演料・入場料等が発生する場合はトラブル防止のため、主催者が払い戻しの措置等を規定又はその取扱いを事前に明確化しておくこと。

⑪ リスク評価

※ **大ホール等での催し物・イベント等の開催**には、業種別ガイドラインに基づき、事前にリスク評価を個別に行い、施設使用の可否を判断する必要があります。そのため、開催内容や主催者側の感染防止対策など詳細について事前協議を要しますので、主催者は必ず**使用許可申請書を提出する前に**社会教育課までお問い合わせください。（平日 9 時～17 時 30 分まで）

◆制限緩和の考え方（収容定員 100%以内・人数制限の緩和）

（1）ホール以外の貸室（会議室等）について

①～⑧の条件をふまえ、室内での近距離での会話、多数が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を伴わない場合は、公民館内で大勢の人数が滞留しないよう考慮し、マスク着用、密の回避、換気等の十分な対策を講じることで、**収容定員以内で使用可**とする。

（2）大ホール・小ホールの利用について

①～⑪の条件及び上記（1）の条件をふまえ、

★**対人距離 1～2m** の制限について、密が発生しない（最低限人と人が接触しない）程度の間隔を確保とする。ただし、大声での発声が想定される場合等は対人距離を **1m** とする。

★**座席の配置（最低 1～2m）** の制限について、異なるグループ間（家族等）では座席を 1 席空け、同一グループ（5 人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくてもよいこととする。ただし、原則として参加者の位置を固定し、指定席にするなど主催者側で客席状況を管理調整できるようにすること。

★**舞台ステージ**は収容定員を設けていないため、上述の対人距離及び座席等の配置の考え方を適用する。

上記以外は引き続き各貸室の収容定員 50%以下及び対人距離、座席間隔の制限がかかります。

<催し物・イベント時の大ホールの座席配置について>

大ホールの収容定員は最大 582 人とし、**固定席（1 階 330 席、2 階 150 席、計 480 席）**、**パイプ椅子席**は飛沫防止のため舞台ステージから客席まで **2m 以上の間隔が必要**となることから、**電動観覧席（330 席）**の制御位置に応じてパイプ椅子の配置数（モード 1：102 席、モード 2：75 席、モード 3：0 席）が変動します。

各モードの**座席表（別紙）**をご活用の上、当日の客席を指定席にするなど客席状況を管理調整するようお願いいたします。